

平成 18 年 1 月 12 日

東海公衆衛生学会  
会員各位

東海公衆衛生学会事務局  
平成 17 年度選挙管理委員会

### 東海公衆衛生学会 新理事・評議員選挙について

皆様におかれましては日々東海地方の公衆衛生活動にご活躍のことと存じます。

さて、先日ニュースレターでお知らせしましたように、現役員が平成 18 年 3 月末に任期満了となることに伴い、学会会則に従いまして役員改選の選挙を行います。同封の正会員名簿（被選挙人名簿）の中から、理事、評議員の候補者名を記入の上、下記の手順で選挙管理委員会までお送りください。

尚、今回の選挙は平成 17 年 12 月 30 日現在までに年会費を納入済みの会員を対象に行っております。また、今回の選挙結果は、開票・集計終了後、すみやかにホームページ上で公表いたします。開票は 18 年 2 月 1 日に実施の予定です。

#### 記

##### 1. 東海公衆衛生学会会則（抜粋）理事・評議員定員および選出方法に関する細則

1. 理事は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県および名古屋市の 5 地区および東海地方全域からそれぞれ選出する。これらの他に理事長は特別枠として以下に示す定員以内の理事を選出することができる。定員は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県および名古屋市の 5 地区から各 1 名ずつ、東海地方全域から 5 名、理事長推薦枠 5 名とする。
2. 地区理事の選出は、各地区所属の正会員の投票により行う。
3. 東海地方全域理事の選出は、全正会員の投票により行い、地区理事に選出されたものを除き、得票の多いものから順に 5 名を理事とする。
4. 評議員は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県および名古屋市の 5 地区からそれぞれ選出する（東海地方全域を削除）。定員は、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県および名古屋市の 5 地区から各正会員 10 名毎に 1 名ずつとする。
5. 理事会の議を経て、理事長が任命した岐阜大学大学院の永田知里教授を委員長とし、同大学院の伊奈波良一助教授、同大学院の大庭志野先生、岐阜県西濃地域振興局の田中耕先生の 3 名を選挙管理委員とする。
6. 理事および評議員選挙実施に関する細則は、選挙管理委員会で決定する。
7. 本細則は、2005 年 8 月 6 日より施行する。
  - 1- a 細則の解釈にあたって
    1. 理事（地区）と理事（全域）の両方に選出される者が出た場合は、理事（地区）を優先し、理事（全域）は次点者を繰り上げるものとします。

2. 理事と評議員の両方に選出されるものが出た場合は、理事を優先し、評議員には次点者を繰り上げるものとします。
3. 評議員の定数は10名ごとに1名となっていますので切り捨てとします。(例:73名の地区は7名)
4. 定員の最終位が同じ得票となった場合は、選挙管理委員会で抽選により決定します。

#### II. 投票方法

1. 理事(地区):投票用紙(赤色)に所属地域から候補者1名の氏名を記入。
2. 理事(全域):投票用紙(青色)に全域から候補者3名の氏名を記入(3名未満の場合も有効とする)。この場合、理事(地区)と重複して書いても構いません。
3. 評議員:投票用紙(黄色)に各地区定員数の氏名を記入(静岡2名、名古屋市7名、愛知県11名、岐阜県8名、三重県3名:定員数未満の氏名が記載されている場合も有効とする)。この場合、理事と重複しても構いません。
4. 各投票用紙を投票用紙封入用封筒に厳封し、返信用封筒を用いて返送してください。返信用封筒には所属または住所、氏名をご記入ください。氏名のないものは無効とします。
5. 返信用封筒以外の封筒による投票は無効とします。

#### III. 投票の締め切り

**平成18年1月31日(火)必着**

#### IV. 同封内容

理事(地区)選挙投票用紙(赤色)	1
理事(全域)選挙投票用紙(青色)	1
評議員投票用紙(黄色)	1
正会員名簿	1
投票用紙封入用封筒	1
返信用封筒	1

以上

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

名古屋市立大学大学院医学研究科 健康増進・予防医学分野内  
東海公衆衛生学会事務局

TEL : 052-853-8176

FAX : 052-842-3830